

内閣参質一〇七第一七号

昭和六十一年十二月二十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 藤田正明殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出わが国への米戦略爆撃機B52飛来に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出わが国への米戦略爆撃機B52飛来に関する質問に対す

る答弁書

一から三までについて

昭和六十一年十一月三十日十六時ごろ、在日米国大使館より外務省に対し、在グアム島の

B—52十二機及びKC—135五機が台風避難のため、同年十二月一日午前二時半ごろ以降、順次

嘉手納飛行場に到着する旨及びこれらは天候回復次第グアム島に帰投する予定である旨の連絡を受けた。これら航空機が同月四日及び五日にグアム島に退去したことは承知しているが、その運用の詳細については承知する立場にない。

四から八までについて

政府としては、グアム島を含め各地に配備されているB—52の機数、装備及び機能の詳細に

つき承知する立場にない。

九から十二までについて

政府としては、B―52を含め、米軍の航空機の我が国への飛来については日米安保条約及びその関連取極を踏まえて対処すべきものと考えているが、B―52の我が国への飛来については米側として台風などの緊急事態を避ける場合のみに限っていると承知している。

なお、日米安保条約上いかなる核兵器の我が国への持込みも事前協議の対象であり、核の持込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては、常にこれを拒否する所存である。